

令和 7 年第 1 回瑞穂市議会定例会会議録（第 6 号）

令和 7 年 3 月 19 日（水）午前 9 時開議

議 事 日 程

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 1 | 議案第 12 号 | 瑞穂市給水条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 2 | 議案第 17 号 | 令和 6 年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 3 | 議案第 18 号 | 令和 6 年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 4 | 議案第 22 号 | 令和 7 年度瑞穂市水道事業会計予算 |
| 日程第 5 | 議案第 23 号 | 令和 7 年度瑞穂市下水道事業会計予算 |
| 日程第 6 | 議案第 24 号 | 市道路線の認定について（その 1） |
| 日程第 7 | 議案第 25 号 | 市道路線の認定について（その 2） |
| 日程第 8 | 議案第 26 号 | 市道路線の廃止について |
| 日程第 9 | 議案第 4 号 | 瑞穂市指定管理者制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第 10 | 議案第 11 号 | 瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 11 | 議案第 15 号 | 令和 6 年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第 12 | 議案第 16 号 | 令和 6 年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 13 | 議案第 20 号 | 令和 7 年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算 |
| 日程第 14 | 議案第 21 号 | 令和 7 年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算 |
| 日程第 15 | 議案第 3 号 | 財産（事務用ソフトウェアライセンス）の取得について |
| 日程第 16 | 議案第 5 号 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 日程第 17 | 議案第 6 号 | 瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 18 | 議案第 7 号 | 瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について |
| 日程第 19 | 議案第 8 号 | 瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び瑞穂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 20 | 議案第 9 号 | 瑞穂市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 21 | 議案第 10 号 | 瑞穂市基金条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 22 | 議案第 13 号 | 瑞穂市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 23 | 議案第 14 号 | 令和 6 年度瑞穂市一般会計補正予算（第 9 号） |
| 日程第 24 | 議案第 19 号 | 令和 7 年度瑞穂市一般会計予算 |
| 日程第 25 | 議案第 27 号 | 瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について |

日程第26 発議第4号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書

日程第27 議員派遣について

○本日の会議に付した事件

日程第1 から日程第27までの各事件

追加日程第1 発議第6号 議案第4号 瑞穂市指定管理者制度の導入に伴う関係条例の整備
に関する条例の制定についてに対する附帯決議について

○本日の会議に出席した議員

1 番	宮 川 頌 健	2 番	横 田 真 澄
3 番	北 村 彰 敏	4 番	関 谷 英 樹
5 番	今 井 充 子	6 番	広 瀬 守 克
7 番	藤 橋 直 樹	8 番	若 原 達 夫
9 番	鳥 居 佳 史	10番	関 谷 守 彦
11番	森 清 一	12番	馬 渕 ひろし
13番	今 木 啓一郎	14番	杉 原 克 巳
15番	棚 橋 敏 明	16番	庄 田 昭 人
17番	若 井 千 尋	18番	若 園 五 朗

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	森 和 之	副 市 長	梶 浦 要
副 市 長	丹 羽 俊 一	教 育 長	服 部 照
企 画 部 長	磯 部 基 宏	総 務 部 長	石 田 博 文
市 民 部 長 兼 巢南庁舎管理部長	臼 井 敏 明	健康福祉部長	佐 藤 彰 道
都市整備部長	桑 原 秀 幸	環境水道部長	矢 野 隆 博
教 育 委 員 会 事 務 局 長	佐 藤 雅 人	会 計 管 理 者	広 瀬 進 一
監 査 委 員 会 事 務 局 長	今 木 浩 靖		

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 井 上 克 彦 書 記 廣 瀬 潤 一

開議の宣告

○議長（庄田昭人君） おはようございます。

早朝より傍聴いただきまして、ありがとうございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 議案第12号から日程第 8 議案第26号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（庄田昭人君） 日程第 1、議案第12号瑞穂市給水条例の一部を改正する条例についてから日程第 8、議案第26号市道路線の廃止についてまでを一括議題といたします。

これらについては、産業建設委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

産業建設委員長 若原達夫君。

○産業建設委員長（若原達夫君） 議席番号 8 番 若原達夫です。

議長より発言の許可をいただきましたので、産業建設委員会の委員長報告をさせていただきます。

ただいま一括議題となりました 8 議案につきまして、会議規則第39条の規定により、産業建設委員会の審査の過程及び結果について報告いたします。

産業建設委員会は、3月4日午前9時30分から、議員会議室で開催しました。6名の委員が出席し、執行部から、市長、副市長、所管の部課長の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案番号順に要点を絞って報告いたします。

初めに、議案第12号瑞穂市給水条例の一部を改正する条例についてを審査しましたが、この議案については、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第17号令和6年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）を審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、資本的収入の他会計負担金を大きく減額補正している理由はとの質疑に対し、この他会計負担金は下水道事業会計からの支障移転補償費の負担金であり、下水道事業の進捗状況の遅れにより減額しているとの答弁がありました。

また、資本的支出の配水設備改良費の減額は下水道工事の遅れに伴うためとのことだが、当初見込みの何割が減少したのかとの質疑に対し、特に牛牧地区の支障移転工事が遅れており、約半分が進んでいないとの答弁がありました。

また、本田団地の水道事業はどのように進めているのかとの質疑に対し、本田団地地区の移設工事については、今年度補正予算で債務負担行為の設定を行い、令和8年度までの予定をしている。令和6年度は準備工を行い、工事自体は令和7年度から着手予定であるとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第18号令和6年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第2号）を審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、下水処理場の工事が進まなかったため減額とのことだが経緯はとの質疑に対し、日本下水道事業団と企業グループの価格交渉において、官積算に基づく価格と現在の市場価格に基づく積算した価格に乖離があった。市としては官積算の価格で工事の契約を進める意向があり、日本下水道事業団が価格差を埋めるための交渉を複数回行い、半年ほどかかったため契約が遅れたとの答弁がありました。

また、下水処理場は令和9年度当初に供用開始とのことだが、スケジュールに影響はないのかとの質疑に対し、令和9年度上旬の供用開始を目指しているとの答弁がありました。

また、下水道の接続戸数が127戸補正されているが原因はとの質疑に対し、令和6年度から農業集落排水事業が下水道事業会計になったが、当初予算では農業集落排水の戸数を予定量に計上していなかったため、補正で追加しているとの答弁がありました。

また、接続率の向上について、委託で接続率向上のための事業を行っていたと思うが進捗はとの質疑に対し、水洗化促進業務として工事の企業グループと委託契約を結び、各家庭に下水道接続の依頼をしている。第1段階として、公共汚水ます設置位置調査の段階で各家庭を回ってもらい、下水道には接続しなければならないことを伝えているとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第22号令和7年度瑞穂市水道事業会計予算を審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、近年の給水戸数の増減傾向はとの質疑に対し、年々加入戸数が減少傾向にあるとの答弁がありました。

また、重要給水施設以外の水道管の耐震化はどのくらいできているのか、また今後どういった計画で進めていくのかとの質疑に対し、重要給水施設以外の管路の耐震化は令和5年度末で10.4%完了し、令和6年度末の予定として11%を見込んでいる。経過年数を勘案しながら随時耐震化をしていくことを考えているが、経営的なところを見据えながら重要給水施設を優先的に行い、次に幹線管路を整備していくとの答弁がありました。

また、災害に強いまちにするため整備進捗を早める考えは、また費用が足りない場合は水道料金値上げをして整備費用を確保する考えはあるのかとの質疑に対し、来年、瑞穂市水道事業ビジョンを見直す時期であり、将来に向けた耐震化の方向性を見極める中で、水道料金を上げる必要があれば上げることになる。しかし、現在は積立金が10億円弱あるため、これで賄った

上で、収益的支出に対し収入が不足する可能性が発生する場合には、料金改定する必要があると考えているとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第23号令和7年度瑞穂市下水道事業会計予算を審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、下水道の全体計画見直しの時期がそろそろだと思うが、経費はこの予算に入っているのかとの質疑に対し、今年度と来年度で瑞穂処理区、西処理区、呂久処理区の3つの全体計画の見直しを行っている。また、来年度事業計画区域拡大の法定手続を行うために、全体計画、事業計画をセットで見直しを行っている。その中で、昨今、建設費の上昇で事業費の見直しも行っており、仮に使用料収入が変わらないとしたら一般会計の負担金が増えるだろうと予測して財政計画を進めているとの答弁がありました。

また、資本的収入の企業債の借入れ方法はとの質疑に対し、30年の借入期間、元金5年据置き、元利均等の償還方式で借り入れる予定であると答弁がありました。

また、下水道については、埼玉県八潮市で道路陥没事故が起きた。瑞穂市の下水道は大丈夫かという市民の不安にどのように答えるのかとの質疑に対し、埼玉県で起きた下水道管に起因する道路陥没は、下水道管が硫化水素による腐食で破損したことが原因だと言われている。下水道管には種類があるが、腐食の場合は鉄筋コンクリート製の管が原因になることが多く、瑞穂市では全体で61キロメートル下水道管が供用開始をしており、そのうち3.3キロメートルが鉄筋コンクリート製である。下水道課でも今回の事件を受け、腐食の危険性がある箇所を点検し、コンクリートの腐食について問題がないことを確認したとの答弁がありました。

また、もう一つ懸念されるのは地盤である。瑞穂市は液状化現象が起こりやすいが、今まで下水道管の破断はなかったのかとの質疑に対し、液状化で下水道管と下水道管が破断する例はこれまでの震災では聞いたことがない、瑞穂市では破断は起きていないとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第24号市道路線の認定について（その1）、議案第25号市道路線の認定について（その2）を審査しました。

これら2議案については、いずれも報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第26号市道路線の廃止についてを審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、この路線を廃止する経緯はとの質疑に対し、この路線はもともと赤道であったため市で調整を行い、まずは路線廃止した後に所管替え等を行っていくことになるが、初めに路線の廃止を議会に提出するものであるとの答弁がありました。

また、払下げは幾らになるのかとの質疑に対し、恐らく周辺の路線価と見比べての話になると思われるため、この場での金額は答えかねるとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

以上で、産業建設委員会の委員長報告を終わります。令和7年3月19日、産業建設委員長 若原達夫。

○議長（庄田昭人君） これより、議案第12号瑞穂市給水条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行う前に申し上げます。

採決では、起立採決と併せて採決システムを使用し、賛成または反対のボタンを押していただくようお願いします。

これから議案第12号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第17号令和6年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第18号令和6年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第22号令和7年度瑞穂市水道事業会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第22号は可決されました。

これより、議案第23号令和7年度瑞穂市下水道事業会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第23号は可決されました。

これより、議案第24号市道路線の認定について（その1）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第25号市道路線の認定について（その2）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第26号市道路線の廃止についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第4号から日程第14 議案第21号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（庄田昭人君） 日程第9、議案第4号瑞穂市指定管理者制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてから日程第14、議案第21号令和7年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算までを一括議題とします。

これらについては、文教厚生委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長 藤橋直樹君。

○文教厚生委員長（藤橋直樹君） 皆さん、おはようございます。

議席番号7番、創緑会、藤橋直樹です。

議長の許可をいただきましたので、ただいまより文教厚生委員長の報告をさせていただきます。

ただいま一括議題となりました議案6件について、会議規則第39条の規定により、文教厚生委員会の審査の経過及び結果について報告いたします。

文教厚生委員会は、3月5日午前9時半から、穂積庁舎議員会議室で開催いたしました。6名全員の委員が出席し、執行部からは、市長、副市長、教育長、所管部長、局長及び課長の出席を求め、議案について補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案について要点を絞って報告いたします。

初めに、議案第4号瑞穂市指定管理者制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について審査をいたしました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、5年後の計画はとの質疑に対し、

5年間で経験、知識を蓄積し、次の5年間へつなげていきたいとの答弁がありました。

さらに、5年後に図書館の本館はとの質疑に対し、今後の状況を見ながら判断していくことになるとの答弁がありました。

また、今回の指定管理導入は、中山道大月多目的広場周辺施設の利便性、快適性を高めるということだが、図書館本館の指定管理とは趣旨が違うと思うがとの質疑に対して、今回の分館については周辺施設との相乗効果を図ることであるが、図書館だけを見ればどこの図書館でも行っているサービス業務である。それを評価し、指定管理のほうがサービスが向上すると判断できれば、本館もそのときに指定管理導入を検討していくことになるとの答弁がありました。

また、指定管理になった場合、職員への対応はとの質疑に対し、現状のサービスや満足度を維持することが前提であり、現在業務に従事していただいている方も事業者と同条件で引き続き雇用していただき、業務を遂行していただければと考えている。今後丁寧に声かけをし進めていきたいとの答弁がありました。

さらに、雇用については確約はできないということかとの質疑に対し、ヒアリングしている事業者には継続勤務を希望される方の意思を尊重し、雇用に当たってもらよう求めているとの答弁がありました。

また、ヒアリングしている企業に図書館専門に特化した企業はいるのかとの質疑に対し、図書館専門の業者はいないが、共同体のようなグループを組んで行うことも可能であり、専門業者が必ずいないといけないわけではないと考えているとの答弁がありました。

また、社会実験はどのようなもので、どのような効果があったのかとの質疑に対し、西部複合センター1階において子供たちが遊べる室内遊具を入れたり、サンコーパレットパークの閑散期の利活用として夜間の利用や冬場の火気の使用などSNSなどでも周知し、多数の来場者があり好評であったと感じており、西部複合センターと有機的な結合ができればとのことから、おおむねいい評価ができると考えるとの答弁がありました。

また、議案提案に当たりどのようなイメージをしているのかとの質疑に対し、サンコーパレットパークの指定管理としてスタートしている。業者との話を進めていく中で、単独施設では指定管理が難しい、他の施設はないかとの提案もあり、巢南グラウンド、室内施設として西部複合センターを含め、中山道大月多目的広場周辺施設一帯の指定管理として進めてきた。サンコーパレットパークは家族連れの利用が多く、遊んだ後に休憩する場所としても西部複合センターを指定管理としたい。図書館分館は子供に特化した図書が充実しており、家族で本に親しんでもらい、1日過ごしてもらえよう場として活用したいとの思いから、西部複合センターを含めた周辺一帯の指定管理を考えているとの答弁がありました。

また、行政として図書館を指定管理にする意味をどのように考えているのかとの質疑に対し、他市町を調査した。近隣では大野町も図書館の指定管理を行っており、本の選書、運営に関す

る課題等については町と協議をしながら進めているので問題なく進んでいるとのことであり、瑞穂市においても本館との連携、従事していただく司書、さらには民間事業者のアイデア、ノウハウを取り入れ、サービスの向上を期待しているとの答弁がありました。

また、専門性の部分が失われてしまうことは困るがとの質疑に対して、サービスの向上、満足度の向上を目指して行うものなのでサービスが下がることは考えられない。これらが維持、向上が図られるよう進めていくとの答弁がありました。

また、瑞穂図書館分館の充実に向けた取組についての答申書に具体的に取り組んで進んだことはとの質疑に対し、子ども図書館として充実を図ることと認識している。周辺施設においても子供たちが安心して遊ぶことができる遊具を設置することにより、周辺施設を含めてゆつくりと1日を過ごす中に、図書に親しむ時間を取ることができるような環境整備が必要であるというところに着目し、サンコーパレットパークとつなげることによってさらなる利用率の向上を目指し、今まで充実させてきた部分は維持しながら、民間業者のアイデア、ノウハウの導入を考えているとの答弁がありました。

さらに、具体的にこの答申がどう生かされたのかとの質疑に対し、継続的に取り組んでいるところがあるが、男性トイレにベビーチェアの設置や母親が赤ちゃんに授乳するための授乳室の設置ということが書かれており、今年度設置をさせていただいたとの答弁もありました。

また、分館周辺施設との連携という指定管理以前の話として、図書館から参加をし、具体的にどのようなことがなされたのかとの質疑に対し、サンコーパレットパークのオープン後、青空図書館として分館から本を持ち出し、読み聞かせなどを行ったとの答弁がありました。

また、分館を子ども図書館として位置づけているのであれば、ふさわしい環境整備がなぜできなかったのかとの質疑に対し、予算的に難しい部分があった。読書のまちみずほを掲げていることもあるため、足を運んでいただくよう環境整備は逐次進めていきたいと答弁がありました。

また、社会教育委員の会へは、指定の管理の相談はいつの段階で行ったのかとの質疑に対し、直近の社会教育委員の会で生涯学習課の事業として現状の話をしたとの答弁がありました。

さらに、社会教育委員の会に対し報告で済ませようとしたのかとの質疑に対し、報告が遅れたのは指定管理の募集要項や仕様書などが固まっておらず、業者とのヒアリングが続いている状況であったので、このタイミングとなったとの答弁がありました。

さらに、指定管理を遅らせてでもいろんな声を聞くことが大切ではとの質疑に対し、現在のサービスは維持しながら、業者に対しどういことができるのかを確認した上で、募集要項、仕様書を作成したところであり、出来上がった段階で説明させていただいた。今後決まる業者としっかり詰めて進めていこうと思っているとの答弁がありました。

また、教育委員会の図書館の位置づけが弱いのではとの質疑に対して、蔵書について分館は

充実しているので、そういった状況は引き継ぎながら、指定管理業者になった際にもアイデアやノウハウなど経験上からいろいろ選書はしていただくが、本館と協議を行いつつ選書をしていくので現状を維持しながら変わることなく進めていけると考えており、貸出冊数も伸びていくような状況をつくりたいと考えているとの答弁がありました。

また、指定管理者制度を入れたら、これまで以上のような状態になると思っているのかとの質疑に対し、指定管理という形で図書館を位置づけすることについては、しっかりとした研究が必要だということでは認識している。近隣市町の状況もしっかりと確認させていただいた。指定管理になれば、一定の基準、来館者数、貸出冊数のような基準を設けられており、いろんな書類等で確認ができる。大野町にも出向き、ほかのところは電話での確認、聞き取りをした。行政の担当者に聞くと、コスト的部分はもちろん下がっており、図書館のサービスとしても上がっているという聞き取りもできている。決して何も調査・研究なく行っているわけではないとの答弁がありました。

また、コスト的に下がるという話だが下げられるのかとの質疑に対し、図書館でコストを下げるというわけではなく周辺施設も含めての指定管理を考えており、周辺施設も含めた管理者が置かれ、その人たちの下で、会計年度任用職員として司書をやっていただける皆様に引き続き業務に当たっていただくことができれば、間違いなく維持ができると考えている。そこにさらなるサービスというところを考えていただくので、図書館だけのコストを考えるわけではなく、全体コストを下げられる。見えないコスト等もあるので、そういったところは減らせるのではないかと考えていると答弁がありました。

さらに、見通しが甘いのではないかととの質疑に対し、今後プロポーザルでしっかりと審査、確認をして見させていただきたいとの答弁がありました。

また、プロポーザルでは、できるかどうかという判断をするということかとの質疑に対し、現段階では何とも言えない。ヒアリングをしている業者については前向きに捉えていただいており、図書館の提案もよく考えていただいている。繰り返しになるが、やはりサービスの維持と利用者の満足度は譲れない。そういったところを踏まえ、プロポーザルのときにはしっかりと見させてもらうとの答弁がありました。

また、プロポーザルの委員は何名で構成し、どういう方が入るのかとの質疑に対し、現状では未定であるとの答弁がありました。

また、指定管理制度になって、運営委員会とか市民がこういうことをやってほしいというような意見があった場合、どこで諮り示していくのかとの質疑に対し、行政、指定管理者だけでサービスの向上が図られるとは思っていない。やはり地元の自治会、各種団体や地元の企業も巻き込み、地域が盛り上がっていくような状況となるようしっかり協議ができる場を設け、進めていきたいとの答弁がありました。

その後、休憩を取り、委員会再開後、関谷守彦委員から、図書館に今すぐ指定管理者制度を導入するというのは、十分な審査もし切れておらず曖昧な部分もあるということで、本案に対して修正案調整のための休憩の求めがあり、再度休憩を取り、委員会再開後、関谷守彦委員から、議案第4号瑞穂市指定管理者制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてに対する修正案が提出されました。

修正案の提出を受け、関谷守彦委員から趣旨説明を受けた後、質疑なく、討論に入り、休日は中山道を歩かれる光景もたくさん見かけるが、休憩する場所もないような状況を多々見受ける。サンコーパレットパークができ、通り沿いにもにぎわいを見せようとしている。それでも公だけでは限界があると感じている。図書館の位置づけというのは危惧をしているが、委員会での質問等も聞き、やはり公だけに任せておいてはどうなのか。今まで以上のにぎわいや子供たちの読書率の向上など、執行部の答弁を聞くと、休憩する場所もないということから議案に賛成、修正案に反対という立場で討論がありました。

また、指定管理がサンコーパレットパークのみであれば大賛成という立場だった。図書館を一緒にしていいのか疑問である。3つ懸念している。本館は市が管理し、分館は指定管理者の管理となると複雑になり、屋外施設と図書館という全く形態の違う施設を一緒に管理するのは難にならないか懸念する。指定管理制度を導入するところも増えているかもしれないが、うまくいかず再度直営に戻した図書館もあり、不安がある。2つ目が、子ども図書館、子供のための空間、親子のための空間がなくなってしまうのではないかと懸念する。特に未就園の子供、保護者にとっても憩いの場になっている。子育てしている身としても子供と一緒に来て癒やされる。なくしてはいけない空間だと感じる。指定管理により利益を追求するあまり、この空間がなくなってしまうのか懸念する。

また、今働いている職員の雇用の問題である。優先して働いてもらうよう要望されるが確約ではない。利益を重視し、人件費を削るということも考えられる。現時点では貸出冊数も多く、今働いている方々の努力のおかげでもあり、いろんなイベントもされ、図書館という枠を超え、子育て世代の親子の交流の場になっている。努力して少しずつ築き上げたものが一気になくなってしまう可能性があるかと危惧する。体制を変えては、今後読書のまちみずほが維持できなくなるのではないかと懸念する。今このすばらしい分館の状況を変えずにいきいたいという思いで、修正案に賛成という立場で討論がありました。

また、サンコーパレットパークの夏と冬を通じて利用促進という点に関して、天候を問わず利用できるという場所、位置づけとして、西部複合センターとともに指定管理することは効果的と考える。その認知が進むことにより、市の弱い部分である観光資源としての施設価値が向上し、シンボリックな施設になる可能性すらある。図書館の利用者は目的意識を持って来館される方がほとんどであり、それ以外の新たな層を取り込むという点で民間のノウハウを導入し、

民間事業者が情報発信することで、より利用者の促進にもつながると考える。また、他の指定管理を導入している図書館を見ると、利用者のサービスが向上したという点では、開館時間の延長や開館日を増やすなども考えられる。子育て世代の多い当市においても、民間の活力を導入したほうがより利用が増えるのではないかと考え、原案に賛成、修正案に反対という立場で討論がありました。

また、サンコーパレットパーク、美江寺、西部複合センターと呂久という大きい中山道の軸の中で、夏場、冬場の閑散期の企画、サンコーパレットパークのにぎわい創出をうまく相互調整しながら一体的に指定管理をし、市民の声、議会の声、いろんな声を聞き、検討しながら進めていくということであったので、原案に賛成で修正案に反対という立場で討論がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、修正案は賛成少数で否決されました。

次に、原案について採決を行った結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

その後、休憩を取り、委員会再開後、次に、議案第11号瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、栄養士の資格がなくても管理栄養士の資格があれば要件を満たすという改正であるが、このことにより多くの人材確保が可能となるのかとの質疑に対して、栄養士法の改正に伴い、今後管理栄養士の養成が進んでいくことが想定され、優秀な人材を雇用しやすくなることが見込まれるとの答弁がありました。

また、現場での経験がなく資格が得られることになるが、今後よく見ていかなくてはならないのではとの質疑に対し、市で雇用する場合、面接等を行い、資質もしっかりと確認するとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第15号令和6年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、議案第16号令和6年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を審査しました。

これらの議案については、報告すべき質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第20号令和7年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算を審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、1人当たりの保険税はどれぐらいかとの質疑に対し、令和6年度が9万1,000円、令和7年度が10万2,000円の1万1,000円の増となるとの答弁がありました。

また、県支出金が減っているのは、医療費1人当たりは増えているが全体では減っているため少なくなったということかとの質疑に対し、医療費全体で考えた場合に減少している影響で、県支出金も減少するとの答弁がありました。

その後、討論では、10%を超える引上げ、毎年増えていくと何とかしていかないといけない

と考えるため反対するとの反対討論がありました。

その後、賛成討論なく、採決の結果、賛成多数で可決されました。

最後に、議案第21号令和7年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算を審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、令和7年度においては保険料に特に変更はなかったのかとの質疑に対し、保険料率については基本的には令和6年度、7年度据置きとなっているとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

以上で、文教厚生委員会の委員長報告を終わります。令和7年3月19日、文教厚生委員会委員長 藤橋直樹。

○議長（庄田昭人君） これより、議案第4号瑞穂市指定管理者制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 10番 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 改めまして、おはようございます。

議席番号10番、日本共産党の関谷守彦です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、議案第4号瑞穂市指定管理者制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、少し時間が長くなるかもしれませんが、反対討論をさせていただきます。

今回の図書館への指定管理者制度の導入は、残念ながら市民の方々に知らされることなく、突然に沸き起こってきました。昨年12月の私の一般質問で初めて知ったという声も多く聞こえてまいります。

図書館の業務は、ただ単に本を貸すだけではなく、瑞穂市の教育、文化水準を高める非常に専門的な業務が行われております。図書館への指定管理者制度の導入は一部の方々だけで決めるのではなく、現場の方々、ボランティアの方々、利用者あるいは専門家の方々など、多方面からの声を聞き、十分時間をかけて進めるべき課題ではないでしょうか。

今議会での一般質問において、市長は図書館分館に対して高い評価をされ、さらに大月多目的広場との一体的な子供たちのワンダーエリア、こんなものをつくっていききたいと述べられて

おります。また、教育長も読書のまちみずほ推進において、図書館と学校などとの連携は十分にできている、そんなふうにも述べられております。さらに市長は、分館への指定管理者制度に関わって、会計年度任用職員である司書の方々の雇用について、最終的には本館職員として全員の雇用を守っていく、そういった趣旨のことまで述べられました。非常に力強い発言であったと思います。

ところで、今全国的にこの図書館への指定管理者制度はどの程度進んでいるのでしょうか。

総務省が令和5年5月17日に公表しました地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査等というものが総務省のホームページで見ることができますけれども、それによりますと、これは自治体単位ではなく公立図書館での指定管理者制度の導入、施設単位で統計されておりますけれども、令和4年4月1日基準でどうなっているのか。都道府県では12.9%、指定都市では24.7%、その他の市区町村で21.2%の施設で指定管理者制度が導入されているとのことであります。およそ2割の図書館で指定管理者制度が導入されていると公表されております。これが多いのか少ないのか。

この調査では、この公共施設というものを22の形態別に分けてそれぞれ分析されております。この指定管理者制度が導入されている割合、これが高い順に、宿泊休養施設84.8%、特別養護老人ホーム75.6%となっており、割合が低いのは下から見ると海水浴場13.5%、公営住宅16.5%、そして図書館施設となっております。こういったことから見れば、図書館への指定管理者制度の導入率はまだ低い現状だと言えます。

直営で行っているところの理由としてどんなことが上げられているか。岐阜県図書館は、県施策として一貫した方針の下に資料収集やレファレンスサービス業務を行うとともに、県の中核図書館として市町村立図書館の設置及び運営に対する指導、助言を計画的に行うため、直営で運営すると総務省に対し報告をしております。

岐阜市では、市内学校との連携、中長期的な資料選書や収集計画、専門的な知識と人材の蓄積などの継続的なサービスを展開するための運営体制が必要なため、指定期間ごとに管理者が変更するリスクがある、そうした指定管理は導入しない。

各務原市においては、行政運営を行うに当たり重視すべきは、限られた財源をいかに有効に活用し、住民サービスの向上を図るかという考えである。指定管理者制度の導入については過去に検討したが導入を見送った。

美濃市。施設の規模が小さく、指定管理者制度の導入により直営よりコスト増加が予想されるため。

土岐市は現在検討中であるという報告をしております。

そして、可児市では必要最小限の人員コストで運営しており、市の図書館としての機能を十分に満たしている。そのため制度導入のメリットがない。図書館の運営は専門性が高く、利用

者の利便性などに配慮した運営が必要であるためと答えております。

これから言えることは、指定管理者制度を導入していない市での見解は、1 つには図書館の専門性が上げられております。そしてもう一つは、制度導入によって経済的メリットが出てこない、そういったところが主な争点ではないか。ここに指定管理者制度を導入する是非があると言えると思います。

なお、瑞穂市からの報告はどうなっているのか。令和4年度段階の考えでありますけれども、図書館業務として小・中学校等との連携や子育て支援の役割などサービスの低下が予想されることや、専門性の高い職員を長期的に育成、確保する必要があるためであり、図書館は公共性が高い社会教育施設で、地域利用者の利便性等利用者に配慮した運営が必要であるとして直営を選択している。そのように総務省に対して報告を行っております。

ではここからですけれども、今回の瑞穂市における図書館分館への指定管理者制度の導入、ここはどこに問題があるのか。私は次のように考えております。

まず第1点としては、図書館分館に指定管理者制度を導入しなければならないという根拠がありません。分館は子ども図書館として非常に評価されていると市長をはじめどなたも述べられております。では、何のために導入するのか。これまでは特に経費の削減を図りたいという説明はありませんでした。事業者これまでの職員を同様の待遇で採用を求め、さらに分館の館長も設置することを求めている。ましてや市長は、最終的には現在の職員の雇用は市が守ると言われているわけですから、場合によっては非常なコストアップになるということになります。

指定管理者制度の導入について、親子連れや市民が集まりやすい図書館を目指していくということでありまして、図書館事業は無料が原則であります。この集まりやすい、これが実現すればするほど窓口業務というものは人員が必要になってくるという相矛盾した、そういったことも露呈をします。こういったことでは、事業者に対してインセンティブが働きにくい、そんなことも想定されます。

この間、一番強調されてきたことは、サンコーパレットパーク、図書館分館を指定管理とすることで、これまで公の施設ではできなかった住民サービスの質の向上を図る、これができるとしております。では、この公の施設ではできなかったこと、これは何なのか。しかし、これについて具体的な説明はありません。

この3年間の社会実験の成果で満足感が得られたなどと、その成果を誇り、指定管理者制度を大月多目的広場と一体で図書館にも適用されれば、その相乗効果が期待される。そういった趣旨の発言が書かれております。もし、このようなことのみに期待をしているのであれば、一般の方々の目に入りやすいイベント中心の企画がつくられ、人の目がつきにくい図書館本来の役割がおろそかにされていく、そういった危険性があると思います。

2つ目の問題です。公園などの施設の管理運営と専門性を有する図書館業務という性質の大きく異なる業務、これを一本にして指定管理者を決めようという問題です。一部には、先ほどの報告にもありましたけれども、再委託をする、共同受託をするという話もありましたけれども、ではこの場合、個人情報はどう扱うのか。今は公の施設同士がやっているところで何とか体制はつくっておりますけれども、そこに民間という指定管理者が入る、さらにそれが複数になる。そんなことでは個人情報の問題がより脆弱になっていく、そんなことが当然説明されますけれども、こういったことについてはこれまで説明はありません。

そして、3つ目の問題です。この図書館の専門性のことでありますけれども、図書館法第3条では、図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、さらに学校教育を援助し、及び家庭教育の向上を資することになるよう留意し、おおむね次に掲げる事業を進めなければならない。郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意をして、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料を収集し、一般公衆の利用に供すること、そんなことがうたわれております。図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応じるようにすることなど、そういったことも具体的に示されております。

そして、この図書館法第4条においては、図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称し、司書が図書館の専門事務に従事すると定めております。

これまで指定管理者制度を導入しないとしてきた理由、これは瑞穂市においても先ほど示しましたように、図書館業務として小・中・高との連携、子育て支援の役割などサービス低下が予想されることや、専門性の高い職員を長期に育成、確保する必要があると、そして市の職員を常駐させる理由としては、図書館は公共性が高い社会教育施設で、地域利用者の利便性等利用者に配慮した運営が必要であると指摘しております。少なくとも令和4年までは、この瑞穂市の基本方針であったわけです。

ところが、これを180度転換させるというのが今回の提案でありますけれども、この前後のことについては、これまで私たちも知りませんでしたけれども、何ら説明をせずに基本方針を大きく転換させようというわけであります。

執行部が、今月5日の文教厚生委員会に示した中山道大月多目的広場及び周辺施設指定管理者募集要項（案）では、指定管理者が行う図書館の運営に関する業務として、一番基本となる図書館本来の業務については一切触れられておりません。図書館法で示されている業務を行うということも出されております。司書によるレファレンスサービス、またこの案に示されている蔵書管理以外の資料を保管し、また新たに収集する資料について、誰が行い整理をし市民への提供を行うのか、市が行うのか、指定管理者が行うのか、この募集要項からは見えてこない。執行部の想定する図書館業務は、本の貸出しと蔵書の管理しか想定していないのではない

か、そんなふうに疑わざるを得ない。

分館であっても公共図書館であることには変わりません。一般の目にはなかなか触れない図書館ならではの業務、こういったものも現に行われております。

その一方で、提案業務として子供、親子、家族向けの行事、イベント、図書館及び周辺施設を活用した行事、イベントの実施、こういったことを特記しております。これらのことから市が指定管理者に期待していることは、イベントなど見栄えのするものしか考えていないのではないか、そんなふうに臆測をしかねない。指定管理者にとっては、見栄えのするイベントなどに注力をすれば高い評価が得られると判断し、その取組を中心に業務が進められる、そんなことも想定されます。しかし、その結果、そのしわ寄せはどこに行くのか。外部には見えない図書館の本来の業務が遅れてしまうことが想定されます。こんなことでは図書館本来の機能が衰退し、瑞穂市の貴重な財産の流出、あるいは文化水準の低下、こういったことも懸念されるところであります。

そして、4つ目の課題としては、専門職としての司書の役割が軽視されているのではないかと。そもそも現在でも、専門職である司書の方を会計年度任用職員として不安定な立場に置いております。専門性の高い職員を長期的に育成、確保する必要があるとしておりますけれども、現実にはそうっていないのが現状ではないでしょうか。

これまで専門職である司書を会計年度任用職員で不安定な立場に置いておきながら、職員の方の職業意識やボランティア精神に寄りかかって何とか図書館業務が進められている、これが現状ではないでしょうか。しかし、民間業者である指定管理者にとって少なくとも5年ごとの契約更新を前提にすれば、図書館に配置する職員の方を長期雇用として採用することは困難を伴います。

例えば、さきに触れた司書の方のレファレンスサービス、どんなことか。小学生が夏休みの自由研究にこんなことをしたいんだけどということで図書館の司書の方に窓口相談すれば、司書の方はそれぞれの年齢に合った図書などを紹介してくれます。

具体的に司書の方がどのような業務をこれまでしたのか、お話を伺ってみました。瑞穂市図書館分館は、本館に比べて子供と中・高生向けの図書の充実、展示の工夫、また子育て支援に力を入れてきた特色あるサービスを提供することを心がけてきたと。開館当初、親子で図書館を継続的に利用し、その後はその子供だけで利用をし、20年経過した今ではその子供たちが親となって家族で利用している、そんな姿を見ることがあります。

具体的な取組としては、4つのボランティアグループによる毎週土曜日のおはなし会、第4金曜日の未就園児向けのおはなしの会、そして司書の方とボランティアで行っている第5土曜日のストーリーテリングのおはなし会、そして司書の方による年4回のわらべうたであそぼう、こういったことも開催していると。対象年齢に合わせて絵本や言葉に触れ合う機会を継続させ

てきているという話がありました。

そして、行政とのつながりでは、健康推進課との連携ではブックスタート事業に協力をしている。幼児支援課との連携では産前産後交流会を実施して、そして子育て支援センターとの連携では、わいわい広場の場所として定期的にこの場所が使われております。こういった方々の取組が行われております。

私も、これまで現場の声を聞いたのかという質問を執行部に投げかけますと、会計年度任用職員だから意見を聞く必要性はない、そんなことまで言われた答弁もあります。ここに司書を専門職として見ていない今の市の姿勢が端的に表れているのではないかと。普通どのような場合でも何らかの改革、改善を図ろうとする場合、実態はどうなのか、現場の実情はどうなのかなど現状分析から始まります。ところが、図書館での今回を見ると現状分析もないままに、そもそもこの指定管理者制度を導入しようという、ここには図書館改革というよりは異なるところから出発している、そのあかしではないかと思います。

そして、5つ目の問題です。業者の選定方法、選定された事業者との業務連携について、想定される問題点があります。

まず、選考委員会。プロポーザル方式業者選定実施規則第5条では、プロポーザル審査委員会を設置するということになっております。当然今回もこれにのっとった形でのものが行われると思います。そして、その委員は所轄事業部の部長や課長、主幹を充てることが原則になっており、さらに見識を有する方を委員に加える、そういったことも出されております。つまり、指定管理者制度導入を今進めてきている方々がこの委員を務める、そんなことであります。場合によっては所轄以外の職員が入るということもあるとは聞いておりますけれども、このような審査委員会で果たして業者に対し、図書館業務についてしっかり判断をすることができるのか。

少し古い資料になりますがけれども、平成21年、文科省が三菱総研に委託した図書館・博物館等への指定管理者制度導入に関する調査研究報告書、こういったものがありますけれども、ここにおいて、選定においては過半数の外部委員を起用することなどが提案されております。こういったことを提案を受けて、外部委員あるいは図書館運営に関わってきた方が多く委員として起用する必要があると思いますけれども、これまで執行部からは審査委員会について、まだ決めていないからということで何らの答弁もありません。

今回の提案では、令和8年1月に管理者を指定、協定書の締結を行い、4月には新しい指定管理者による管理を開始する計画になっておりますけれども、そうしますと引継ぎ期間は何と2か月しか設定されておられません。こんな期間しか設定せずに、果たして円滑な業務移行ができるのかどうか。

そして、6つ目には、図書館指定管理者制度導入について、広く関係者を含め市民の声を聞

いていない。それどころか事業者、コンサルタント会社と教育委員会の中だけで進められていたのではないかと思います。

最初に述べたように、令和4年度では図書館分館への指定管理者制度導入については検討されておりません。そして、令和5年1月27日締切りとした民間収益施設導入等に関する可能性調査というものが行われましたけれども、ここにおいても図書館への指定管理者制度導入ということが想定されていない、そういった調査であります。

ところが、昨年10月31日を締切りとするサンコーパレットパーク及び周辺施設の指定管理者制度導入調査、こういうヒアリング調査が実施されました。ここで初めて図書館分館への指定管理者制度の導入といったものが打ち出されております。

私は、昨年11月12日に、生涯学習課及び図書館分館にこういった一連のことについてお話を聞き、12月2日に指定管理者制度導入に関する一般質問をすることを通告、その後12月10日の文教厚生委員会に初めて1枚の資料が出されたという状況であります。

私が11月に聞いた段階では4つの事業者が手を挙げているが、図書館を含めた業務できるというのは1事業者のみであったと聞いておりました。今年2月の文教厚生委員会協議会では8事業者からヒアリング調査をしたと、いつの間にか事業者が増えている、そんなこともあります。しかし、その調査の結果について、この議会にも報告はなされていない。その下で3月議会に条例制定案が出されております。

では、教育委員会の一番要である教育委員会定例会において、この問題はどのように説明されてきたのか。昨年の教育委員会の議事録を見ても、このことについて一切説明されておりません。昨年12月23日の会議録を見ますと、その直前に行われた12月議会での一般質問について報告がされておりますけれども、私が図書館分館への指定管理者制度は問題があるという趣旨で一般質問をしたわけでありましてけれども、この教育委員会定例では事務局からの報告は、サンコーパレットパークの指定管理者制度導入に対して、私の質問に対しては、サンコーパレットクラブのほか、西部複合センターと巣南グラウンドを含めて導入したいと考えており、導入時期は令和8年4月を予定していると説明されております。

これは議事録でも、逐次の議事録じゃありませんから抜けている部分があるかと思いますけれども、これで判断する限り、私の質問の趣旨は一切無視された説明がされている。こんなことで本当に適正な事務が行われているのか非常に疑問を感じます。

また、社会教育法の規定により設けられている社会教育委員の会では、社会教育に関する計画の立案、体育施設、生涯学習施設の事業運営の審議というふうにされております。しかし、ここに報告されたのは今年2月25日、審議されたわけでもなく単に報告があったというだけであります。参加された委員の方からは、こんなことでいいのかと憤りの声も聞かれております。

また、図書館にとって一つの生命線である子どもの読書活動推進会議では、子供の読書活動

推進計画の点検、評価及び審議を行うことになっておりますけれども、ここでも2月25日の会議で初めて報告された。つまり議会に提案をしなければならない、その直前にしかされていない。ましてや教育委員会あるいは社会教育委員の会においては、審議をしなければならないにもかかわらず、それが飛ばされているのが現状であります。市長自身も最初に聞いたときには違和感があったと、文教厚生委員会の2月の協議会の際にはそのようなことも述べられておりました。市長ですらそのような感覚を求められるわけでありますから、こういったことについては、きちんと公募を開始する前に市民的議論をしておく必要がある。来月には公募を開始するというのは、あまりにも早計に失するのではないかと感じております。

図書館分館に指定管理者制度を導入することについて、じっくりと関係者や市民の声を聞き、検討していくことが必要だと私は感じております。

前に紹介されております社会教育委員の会からの答申書では、市民の声を反映させながら望ましい子ども図書館として充実した機能を持つような整備を図っていく。私はせめて、誰が見てもここに子ども図書館があるということが分かる、西部複合センター入り口、そして2階への階段、こういったところにそういったものが分かりやすい形で表示され、明るい環境を図ることが必要ではないか。しかし、そういったことをこれまで市として何ら取組もせずに、急に指定管理者に放り投げる、こんなことでは非常に問題だと思います。

来年4月に指定管理者制度を何が何でも導入しなければならない、そういった問題ではないと思います。ここは一度立ち止まり様々な課題や意見を聞いていく、そういったことをしっかりと取り組んでいくことが今こそ必要ではないでしょうか。

そのためにはこの4月から公募を開始とする、これを取りあえず中止する必要があると思います。そのためには今回の議案の撤回をしていただく必要がありますけれども、この議案への反対という形で取りあえず置いていく。そしてじっくり時間をかけ、その中で次へのステップをしていく。そういったことを進めていくためにも、私は今回の議案に対して反対をしたいと思います。ぜひ皆様方も御賛同いただければと思いますので、よろしくお願いをいたします。

以上で私の反対討論を終わります。ありがとうございました。

○議長（庄田昭人君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 6番 広瀬守克君。

○6番（広瀬守克君） 改めまして、おはようございます。

議席番号6番、創緑会、広瀬守克でございます。

ただいま議長よりお許しをいただきましたので、議案第4号瑞穂市指定管理者制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

先ほど関谷議員のほうから6つほどの問題点があるというところでの反対討論ではございま

したが、私は、この議案はやはり大月多目的広場とサンコーパレットパーク、図書館を含む西部複合センター及び巣南グラウンドに指定管理者制度をもちろん導入するものでございます。

市のほうは、多様な地域資源を活用して、中山道沿線を中心とした瑞穂市の北西部ににぎわいを創出するということを目的として中山道まちづくり基本構想を進めようとしております。

市長においても、就任時から進められてきました地方創生の3つの拠点づくりをさらに飛躍させていきたいと述べられております。特に、サンコーパレットパークについては、中山道まちづくり基本構想に基づいた社会実験や閑散期におけるイベントなどを行い、中山道のまちづくりのにぎわいへとつなげていきたいと、そのためにもサンコーパレットパークや西部複合センターなどへの指定管理者制度の導入には欠かすことができないといった、この議会の冒頭の提案説明においても、また一般質問の中でもいろいろとそういった答弁をされてはおります。その必要性を強調されておるとは思います。

図書館の指定管理者制度についても、図書の貸出冊数が県下でも高い水準になっているという一般質問の中でお話がありましたけれども、やはり特色ある子供づくりの図書館になっている、そういったことも取り上げられてはおります。

また、文教厚生委員会や一般質問の質疑の中で、教育委員会の考えとして、指定管理者制度が導入されても、引き続き子供さんや近隣市町の皆様の期待に応えられる図書館づくりを進めていけると答弁をされております。

以上の理由で、議案第4号瑞穂市指定管理者制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての賛成討論とさせていただきます。議員の皆様におかれましては、適正なる御判断をお願いいたします。以上で終わります。

○議長（庄田昭人君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 9番 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） おはようございます。

議席番号9番、市民の会、鳥居佳史です。

議案第4号瑞穂市指定管理者制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、反対の立場から述べさせていただきます。

読書のまちみずほ、市長が本当に掲げるテーマで、私もこれは続けていただきたいと思っています。

今回の指定管理者制度の中に、図書館というものが入っています。図書館というのは、その意義というのは、他のサンコーパレットパークのような施設と全く異なる内容のものだと思っています。一般質問でも紹介させていただきました瑞穂市の岐阜県内21市で一番人口当たりの貸出冊数が多いという、この理由を皆さんに紹介させていただきました。

今からちょっと一つの例を紹介させていただきます。2004年に堺市の行財政改革計画改定素案の中で、図書館を除く分館10館を指定管理者制度を導入していくという具体案がそこで示されたんです。そうすると市民の中で、我が瑞穂市と同じように図書館で司書の皆さんと共に市民ボランティアとして多くの方が支えていました。堺市では市内の子ども文庫連絡会、図書館友の会、読書会、おはなしサークルなどに関わる人たちが多くいらっしゃいまして、その皆さんが図書館の民営化を危惧する意見、具体的に言いますと、民営にすると利益が優先されるのではないかと、指定期間が5年で区切られると仕事の継続性と専門性が保たれない、見えにくい大切な仕事もきちんと行われるのか、資料の収集、蔵書への全体的な目配り、書誌データのケアなど、図書館で働く人たちの給料や待遇が下げられないか、個人情報の管理に責任を持てるか、運営の責任は委託する側なのか事業者なのか、責任が曖昧にならないかなどの危惧する意見を皆さん市民に問いかけまして、「どないなんねん？わたしらの図書館ー図書館の「民営化」を考える」と題するシンポジウムを市民で開催し、民営化反対の署名活動2万人以上の提出をされました。市当局はこうした市民の声を無視できず、次年度からの民営化方針を見送ることになりました。

瑞穂市もいま一度、今関谷議員がおっしゃいましたように、この決定に至るまでの期間があまりにも拙速で、市民の方、特に市民ボランティアの方、司書の方の意見交換、意見を聞くということがなくここまで来ておることに、もう一度多くの市民の方の意見を聞く時間、検討の時間をぜひ与えていただきたい。それで、当局がそれでも必要があると考えられるのであれば、それはそれで一つの判断だと思います。ぜひいま一度、市民の方、ボランティアの方の意見を聞いて、この件については決めていただきたいと思います。

議員の皆様には、ぜひ以上のことを踏まえて再考のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（庄田昭人君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 12番 馬淵ひろし君。

○12番（馬淵ひろし君） 改めまして、こんにちは。

議席番号12番 馬淵ひろしでございます。

ただいま議題となっております議案第4号瑞穂市指定管理者制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

今、関谷議員、鳥居議員のほうから御心配になられることをるお話をいただいたところを受けて、私のほうからは、私の考える賛成の理由というのを述べさせていただきたいと思います。

ちょっと今すぐ控えたばかりですので全て答えられるか分かりませんが、まず指定

管理の目的がないんじゃないかと、図書館を急にやる必要ないんじゃないかというようなお話がありましたし、図書館本来の機能というのをもっと重視してほしいというお話があったかと思っています。私も同じように思うわけですが、それについては市のほうも図書館本館で担っていくというようなお話をしていただいたと思います。ただ、委員会の議事録を読みますと、図書館本館の指定管理についても検討はするみたいなお話がありまして、ちょっと心配をするところではありますけれども、この図書館の本来のサービスというものは図書館の本館できちっとやっていただきたいというのが私の思いであり、執行部もそういう思いを持っていただいていると思います。

そういった意味で、この図書館の分館を指定管理にすることで心配をされる気持ちはあるかと思いますが、本館のほうできちっと資料の収集だとか、そういった夏休みの、夏休みのはちょっと子ども図書館でも、本館からの連携で子ども図書館のほうでもやっていただきたいと思いますが、そういった意味で民間と協力をしながら、この図書館本来の機能というものを持った瑞穂市の読書のまちみずほとしてふさわしい、そんな図書館の機能というのも確保していただきたいというふうに思うわけでございます。

それで、ぜひこれを契機に、こういった議論がなければなかなかこの分館のさらなる魅力向上、そして市民に愛される岐阜県一の子ども図書館というのを、これを契機に目指していただきたいということを執行部には申し上げたいと思います。

もう一つ、民間との相乗効果がどれだけ図られるのかという、何で図書館の分館を指定管理にするんだというお話がありましたが、私が重視したいのは、サンコーパレットパークと西部複合センター、保健センター、そして図書館、そして巣南グラウンドを一体的にあそこを子供の国のようなところにしてほしい、1日中遊んでいられる、そして遊びたいと思える場所にしてほしいと早く願うわけであるからです。

中山道まちづくり基本構想には、瑞穂市北西部の魅力を高めて、そこをよそのまちからも来て、こんないい瑞穂だったら住んでみたいということで、中地区、西地区は人口減少の地区ではありますけれども、そこを盛り上げ、そこをにぎわすことで移住者を増やして地方創生につなげたいという市の思いがあると思います。それに私も深く賛同する一人でありますので、ぜひこの一体的な指定管理をすることによって、サンコーパレットパークのソフト・ハードの利便性の向上、そして子供を1日連れていきたい魅力的な子供の国へしてほしい、あとは他市町が羨む子育てのまちという瑞穂のブランドをこれからも確立をして、そのにぎわいの拠点としていただきたい、そういう強い思いから賛成をするところでございます。

最後に、市のほうも雇用ですね、今子ども図書館は立派な県内21市で一番貸出冊数が多い、1人当たりですね、子ども図書館をつくっていただいた今の司書さん、そしてそのボランティアさんには大変敬意を表するところですし、感謝を申し上げるところでございます。市のほう

も、ぜひそうした水準だけは守るというふうに明確に委員会でも答弁をされていらっしゃいまして、その司書さん、そしてボランティアさんは引き続き、この業務には当たっていただきたいというふうなこともしっかり述べていらっしゃいますので、市のほうもヒアリングしている業者については前向きに捉えていただいております、図書館の提案もよく考えていただいていると。繰り返しになるが、やはりサービスの維持と利用者の満足度は譲れない、こう市が答弁をしていらっしゃるわけです。これを信じてこれを維持される、さらに民間との知恵と協力によって、すばらしい魅力ある子供の国となるのを願って私の賛成討論とさせていただきます。

ぜひ同僚議員の皆様もよくお考えをいただきまして、この瑞穂市北西部の発展ないしは瑞穂市の魅力発展にお力をお貸しいただきたいと思います。以上です。

○議長（庄田昭人君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

〔挙手する者あり〕

○15番（棚橋敏明君） すみません、棄権いたします。

〔15番 棚橋敏明君 退場〕

○議長（庄田昭人君） 本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

〔「議長、動議であります」の声あり〕

〔「賛成」の声あり〕

○9番（鳥居佳史君） 今の議案第4号につきまして、附帯決議を提出させていただきたく、休憩の動議を求めます。よろしくお願いします。

○議長（庄田昭人君） ただいま鳥居佳史君から、議案第4号瑞穂市指定管理者制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてに対する附帯決議の動議が提出されましたので、また賛成者がありましたので議事の都合により休憩いたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前11時24分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第１ 発議第６号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

○議長（庄田昭人君） 本案附帯決議案について提案理由の説明を求めます。

９番 鳥居佳史君。

○９番（鳥居佳史君） 議席番号９番、市民の会、鳥居佳史です。

議案第４号瑞穂市指定管理者制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてに対する附帯決議の説明をさせていただきます。

まずは提案の理由ですけれども、現在の図書館分館が指定管理者による管理運営になったとしても、市民サービスが保たれ、さらに向上することを望み、瑞穂市議会として機関意思を表明しようとするものであります。

ちょっと詳細を述べさせていただきます。

現在、瑞穂市図書館と分館を含めて、岐阜県内の21市で人口１人当たりの貸出冊数が１位となっています。

「読書のまちみずほ」を掲げている当市としては大変誇らしく、図書館関係者特に司書を含む多くの市民ボランティアの皆さんの読書に係る様々な活動により、特に分館は、絵本に親しみを持てるようになり、子供の居場所となっています。

司書と市民ボランティアの皆さんの長年培った知識と経験により企画される親子参加の数々の楽しい行事により、本に接し、読む機会が多くなり、親子間や親同士のコミュニケーションも生まれています。

分館が指定管理者による管理運営になったとしても、現在の図書館分館の市民サービスが保たれ、さらに向上することを望みます。

よって、今後、図書館分館の指定管理による運営管理に当たっては、下記の事項に十分留意して取り組まれるよう強く求めるものです。

記１．瑞穂市図書館分館で活躍されている司書と市民ボランティアの皆さんの活動を尊重し、引き続き子ども図書館として親子に利用される図書館となるよう努めること。

以上、議決のほうよろしくお願いします。

○議長（庄田昭人君） これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。発議第６号は、会議規則第37条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、発議第６号については委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 6 番 広瀬守克君。

○6 番（広瀬守克君） 議席番号 6 番、創緑会、広瀬守克でございます。

ただいま議長よりお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

先ほど発議者の鳥居議員よりお話をいただきましたが、記の 1 番の引き続き子ども図書館として親子に利用される図書館となるよというのの文言なんでございますけれども、まずここをちょっとお聞きしたいんですが、親子だけではないと思うんですが、その点どのようなお考えでこの文言を出されたかお聞きします。お願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 9 番 鳥居佳史君。

○9 番（鳥居佳史君） 質問ありがとうございます。

分館は子ども図書館として位置づけられて、そして特に市民の方が司書の方と図書館サービスを重点的に行っているという大きな特徴があります。そういう意味で図書館は図書館でどなたも市民は利用できます。お年寄りの方も利用できます。この図書館の一番の特色がその子ども図書館で、かつ親子連れで、この親子連れによる影響が、絵本を読む子供たちが増えというところに大きな特徴がありますので、あえて特色ある部分を前面に出させていただきます、年齢は全て市民の方が自由に使える図書館ですので、その辺を踏まえての特色を大いに十分配慮していただきたいという思いでこの文面にさせていただきました。以上であります。

○議長（庄田昭人君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 5 番 今井充子君。

○5 番（今井充子君） 議席番号 5 番、創緑会、今井充子でございます。

議長より質問の許可をいただきましたので、提出されました附帯決議案について質問をさせていただきます。

こちらの附帯決議の中で、司書と市民ボランティアの皆さんという文言がありますが、市民ボランティアという方は、現在、今まで御尽力いただいてきた市民ボランティアの方々を想定されているのか、それとも今後この附帯決議をつけたときに、私たちでは想定ができないようなボランティアの形を望まれるような、新たなボランティア団体も出ていらっしゃるかもしれないという可能性も含んでおりますが、この市民ボランティアという文言はどの方を指しているのか教えてください。

○議長（庄田昭人君） 9 番 鳥居佳史君。

○9 番（鳥居佳史君） 質問ありがとうございます。

今は、この司書の方と分館を支えている、手伝っていただける市民ボランティアの方のことを言っているんですけれども、今回この指定管理ということになって、議会もそうですけれど

も、ある意味、市民の方も関心を持たれる方がこれから増えてくると思います。そうすると、ああ、そうなんだ、分館はお母さん方、お父さん方が司書の方と一緒に活動しているんだということを知って、また、じゃあ私も自分もという方が多くなって、そして指定管理によって、それがさらに増えていくということを大いに期待しているところでございます。ですから、今のところは今まで活動していただいた市民ボランティアの方に敬意を表していますし、ぜひ引き続きやっていただきたい。でも、今後指定管理になって、さらに私もという人が増えていただくことを願って書いております。以上でございます。

○議長（庄田昭人君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず附帯決議案に反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 5 番 今井充子君。

○5 番（今井充子君） 議席番号5 番、創緑会、今井充子でございます。

議長の発言のお許しをいただきましたので、反対の意見を述べさせていただきます。

提出された附帯決議につきまして、今まで審議してきたこと、一般質問でお尋ねしてきたことの内容から新たに加わることはなく、今まで執行部からの公の場で発言されてきたことを信頼して発言なさっていることだと思うんです。これを新たに附帯をつけるということの意味が、私にはあまり価値を感じておりません。

また、今回のこの指定管理者をつけるということは、分館だけではなく市のメリットというか、ほかのところの関連施設と重ねてというところの議案に関して分館にのみ附帯決議をつけるということは、この相乗効果を求めているという議案の中で少し違和感を感じるところでございます。

また、先ほど質問させていただきましたボランティアという言葉に関しまして、新たに全く違う、私たちの今の感覚ではないようなボランティアの形って年月がたってくるとどんどん出てくると思うんです。これをボランティアの皆様の行動を尊重しといったところの曖昧な文言というのは、今後のトラブルになるのではないかという危険もはらんでいると私は考えます。

そのような意味から、私は今回の附帯決議に関しまして反対の意見を述べさせていただきます。

○議長（庄田昭人君） 次に、附帯決議案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 4 番 関谷英樹君。

○4 番（関谷英樹君） 議席番号 4 番 関谷英樹です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、議案第 4 号瑞穂市指定管理者制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてに対する附帯決議に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

議員の皆さんは図書館分館を最近利用されたり、本を借りに行ったりすることがありますでしょうか。私も何度か利用させていただきまして、子供を連れて本を借りに行き、先週も借りに行っただんですけども、本当にこの図書館に来るたびにほっとできるなど、本当に子育てしている身にとって本当に安心できる場所、そういった図書館だなということをすごく感じます。

瑞穂市のさらなる発展のためにも、変えていいもの、変えないといけないものは多くあります。しかし、変えずに残したいもの、残さなければいけないものも瑞穂市にはあります。それがこの今の現状の図書館分館です。

図書館分館を利用されたことがない人は、ぜひ足を運んでいただければ分かります。子供が靴を脱いで絵本を探しに行き、読んでほしい絵本を選んでママやパパの下に持っていき、くつろぎながら読み聞かせしている風景、普通の図書館なら静かにしなければいけませんが、ここは子ども図書館であり、子供が泣いても声を出しても問題ありません。そして毎週開かれるおはなしの会では毎回楽しみにしているたくさんの親子連れが集まり、子供たちがわくわくしながら絵本のお話を聞いている風景、そしてその後には親さん同士の交流の場ともなっています。

幼い子の育児には不安や疲労も感じることがありますが、この図書館分館に来て子育て中の人たちが集まり交流できることで子育てに対する不安感、孤独感も解消されます。まさしく図書館という枠を超えた親子の居場所、子育て中の方がほっと安心できる場所、それがこの子ども図書館です。

サンコーパレットパークを中心に中山道のにぎわいを創出することは、瑞穂市にとって必要不可欠です。しかし、そのことに重きを置くあまり、せっかく今子育て中の親子連れにとって必要な場となっている今の分館の空気感が変わってしまうのではないかと私は懸念しております。

そして、懸念しているのは私だけではありません。子ども図書館をつくり上げた職員の方も皆さん懸念されています。

ここで、図書館で読み聞かせのボランティアをされている方からの寄せられたメッセージを読ませていただきます。

私は、瑞穂市の図書館で読み聞かせのボランティアを20年以上してきました。分館は毎週たくさんの親子が利用され、おはなしの会には毎週のように通ってくれるお子さんと保護者が何人もいらっしゃいます。選書やイベント、配架の工夫など、市外のボランティア仲間からも褒

められる自慢の図書館です。そして、読書のまちみずほを象徴するすばらしい図書館だと思っています。それができたのは、20年間地道に工夫を重ねてきた瑞穂市の司書さんたちの努力の成果です。私は身近でずっと見てきましたので、それを知っています。ですから、この分館を指定管理にすることには懸念しかありません。指定管理にして業者に任せることで、これまで利益を求めず利用者のことだけを考えて運営されてきたこの図書館のよさが失われてしまうのではないかと不安でたまらないのです。このままあっさり指定管理にしてしまうことは、瑞穂市の財産、宝物のようなあの場所を自ら手放すことにほかならないと思います。それがどれほどもったいなくて、将来の損失になるかということを理解していただけるのでしょうか。どうか指定管理にすることを思いとどまってほしいというのが私たちボランティアの願いです。ボランティアのグループは市内に幾つかありますが、今この分館を守るために何ができるかどうかと話し合っているところです。どうか瑞穂市民、瑞穂市の子供たちにこの財産を残していただけることを願っています。以上です。

読書のまちみずほを体現している、象徴しているのがこの図書館分館であり、それをつくり上げたのが今働く司書の方、ボランティアの方のおかげです。その方々の日々の努力がなければ、これほど満足度が高く、人口当たりの貸出冊数が県下21市で1番にはなっていないと思います。

先日の委員会などでの質疑では、指定管理者になっても現在の職員の方には引き続き雇用に当たってもらう予定、また家族で本に親しんでもらえる図書館にしたいといった趣旨の答弁があり、変わる心配はないとのことでしたが、この図書館をつくり上げた司書の方やボランティアの方の心配は全く拭えていません。心配が拭えるように附帯決議という形で指定管理者に目指してもらうことを明記するべきだと思います。

私たち議員は、市民の方の声を市政に届け、反映することも役目であるはずです。議員の皆さん、一人の議員として、そして一人の瑞穂市民として、この図書館分館で働く方々の思い、そして瑞穂市が誇る子ども図書館、この図書館分館を引き続き親子に愛される、子育て中の方にほっとできる場所として継続できるよう、この附帯決議に御賛同をいただきたいです。

以上が私の附帯決議への賛成の意見となります。議員の皆さん、よろしくお願いします。

○議長（庄田昭人君） 次に、附帯決議案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第6号を採決します。

発議第6号に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立少数です。したがって、発議第6号議案第4号 瑞穂市指定管理者制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてに対する附帯決議は否決されました。

これより、議案第11号瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第15号令和6年度瑞穂市国民健康保険事業特別補正予算（第4号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方

は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第16号令和6年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第20号令和7年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 10番 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 議席番号10番、日本共産党の関谷守彦です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、議案第20号令和7年度瑞穂市国民健康

保険事業特別会計予算について反対討論を行います。

国保予算は、昨年12月議会で国保税引上げが可決されたこと、それを前提にした予算案となっております。これは、令和6年度から始まった岐阜県内での医療費水準格差を無視した保険料水準の統一化という中で進められていることであります。

委員会での報告にもありましたように、じゃあ実際これがどのくらい上がるのかということについて、今年度当初予算では1人当たり保険税およそ9万1,000円でありました。今回令和7年度の予算案では、それが10万2,000円となっております。つまり1人当たり1万1,000円の引上げ、率にすると12.1%のアップということになります。

国保加入者は、全体として見た場合、年金生活者あるいは非正規労働者が多く占めている。今年度も引き上げられた、そして今後も引き上げていく、こんな引上げを繰り返していたのでは保険税そのものが払えなくなる、そんな方も増えていくことも懸念されます。国民皆保険制度の最後のとりでと言われる国民健康保険そのものが今まさに崩壊の危機を迎える、そんなことにもなりかねません。

その一方で、子供たちにも負担を強いている均等割税について、一部は免除あるいは全額免除の対象者を広げていく、少しでも負担軽減を図っていく、そういった施策も取り組まれていない。こういったことを鑑みて、私は、このような今回の国民健康保険事業特別会計予算について反対をしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 17番 若井千尋君。

○17番（若井千尋君） 議席番号17番、公明党の若井でございます。

ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、議案第20号令和7年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

以前の国民健康保険事業は多くの方が加入されていたと思いますが、近年は人口の減少に加え、団塊の世代の方の後期高齢者医療制度への移行、そして近年実施されている社会保険の支払い適用拡大による社会保険への移行により、加入者は減少の一途をたどっていると思います。

加入者が減少し、どの自治体の事業規模もコンパクト化していく中で、問題となるのは、1人当たりの医療費が高額化している状況を含めて、各自治体の国保が今後も単独で事業運営できるかということになると思います。

その対応策として、平成30年度に全国で導入されたのが都道府県単位化であり、県内市町村の基準を統一することにより、どの市町村でも所得や世帯構成が同じであれば同じ保険料水準となることにより、県内の国民健康保険事業を支え合うものだと認識をしております。

そんな中で、瑞穂市の国保は、これまで基金の運用などにより他の市町村よりも税率が低く

運営することができていましたが、1人当たりの医療費の増加などの要因に加えて、都道府県単位化に向けてのほかの市町村と足並みをそろえることを目指す必要があることから、先般の12月議会に国保税条例の改正が上程され、令和7年度の税率の見直しが決定されているところであります。

現時点では、令和15年度までに都道府県内の税率を完全統一することが国が示したことと伺っておりますが、瑞穂市では基金の残高も減少傾向にあると、また完全統一した際に急激な税率の増加が起きないように取り組んでいくことは避けては通れないことであると考えます。

今回の令和7年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算については、その状況を踏まえて計上されたものと思いますので、今後も事業を取り巻く環境は変化していくと思いますが、早期の情報収集とその都度都度で検証を行うことにより、円滑な事業運営を行っていただくことをお願いして、賛成の立場で討論とさせていただきます。以上でございます。

○議長（庄田昭人君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第21号令和7年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

議事の都合によりしばらく休憩いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後1時31分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第15 議案第3号から日程第25 議案第27号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（庄田昭人君） 日程第15、議案第3号財産（事務用ソフトウェアライセンス）の取得についてから日程第25、議案第27号瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題とします。

これらについては、総務委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

総務委員長 今木啓一郎君。

○総務委員長（今木啓一郎君） 改めまして、こんにちは。

議席番号13番 今木啓一郎です。

ただいま議題となりました11議案について、会議規則第39条の規定により、総務委員会の審査の経過及び結果について報告します。

総務委員会は、3月6日午前9時30分から、穂積庁舎議員会議室で開催しました。6名全員の委員が出席し、執行部からは、市長、副市長、教育長、各部局長及び当委員会所管の各課長にも出席を求め、補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案について要点を絞って報告します。

初めに、議案第14号令和6年度瑞穂市一般会計補正予算（第9号）を審査しました。

本案については、他の常任委員会で、それぞれの所管部分について協議された結果、特に意見はありませんでした。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、生津小学校プール解体事業、穂積駅北駅前広場等暫定整備詳細設計業務、JR穂積駅周辺整備事業都市計画決定及び事業計画作成等（その4）業務はどうして繰越明許になったのかとの質疑に対し、生津小学校プール解体については年度内に終わる契約をしていたが、解体を進めていく上で地盤を改良しないと重機が入れないということで工期を延長する事態となった。工期としては5月末日としているが、

順調にいけば大型連休明けには完了する見込みであるや、穂積駅北駅前広場等暫定整備詳細設計業務については、効果的な交通機能改善に向けた整備プランの立案をしているが、北方警察署や県公安委員会との調整に日数を要したため年度内の完了が困難となり繰越しをするもの。

J R穂積駅周辺整備事業都市計画決定及び事業計画作成等（その４）業務については、地権者の方々と将来の土地利用の意向の聞き取り結果を踏まえた想定換地の調整において、特に商業地について企業にサウンディング調査しているが、現段階で急激な物価高騰などにより将来予想が難しく、業者への聞き取り調査に日数を要するため繰り越すとの答弁がありました。

また、保健衛生費と消防費が増額している理由はとの質疑に対し、消防費は岐阜市消防に瑞穂市の消防を委託しているが、消防職員の退職者が当初の予定より増えたため退職金の支払いに対して金額が増加したや、保健衛生費は新型コロナウイルス感染症関連の過年度の償還金が主要因で予防費の償還金が増額しているとの答弁がありました。

また、地域クラブ活動推進事業費における報償費が減額となった原因はとの質疑に対し、この報償費は地域クラブの指導者への謝金であり、当初は中学校の部活動で約半数は地域移行する見込みで指導者の謝金として予算計上していた。しかし、令和６年度では地域移行は順調に進まなかったため減額しているとの答弁がありました。

その後、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第19号令和７年度瑞穂市一般会計予算を審査しました。

本案については、他の常任委員会で、それぞれの所管について協議された結果、特に意見はありませんでした。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、財政調整基金は最終的にどのくらい残るのかとの質疑に対し、財政調整基金が幾ら残るかは年度最終時点でないと答えられないが、財政調整基金の残額の目標は総合計画のK P Iにあるように、標準財政規模の20%以上が目標のため、この推移に合うような基金の管理を行っているとの答弁がありました。

また、牛牧小学校と南小学校の体育館空調設備整備について、今年度行った中学校体育館と同様の方式で行うのかとの質疑に対し、中学校体育館の空調は電気式だが来年度はガス式の空調を検討しているとの答弁に対し、残りの小学校５校の予定はとの質疑に対し、国からの財源等も見据えながらやっていかなくてはいけないと思っている。国が新たに体育館の空調について交付金を設けているので、それを活用してできる限り早い段階で７校全てに設置できればと考えているとの答弁がありました。

また、牛牧小学校と南小学校から整備を行う理由はとの質疑に対し、各避難所の避難者数に対して、どこの校区に空調設備が足りておらずどこに必要なかを小学校区ごとにリストを作り、避難者に対する空調設備が少ないところを優先し、今回牛牧小学校と南小学校を選定したとの答弁がありました。

また、牛牧南部コミュニティセンターの改修工事について、どの部分を改修するのかとの質疑に対し、牛牧南部コミュニティセンター工事費については、施設全体のＬＥＤ化と洋式トイレ化を計上しているとの答弁に対し、施設内の暗さはＬＥＤ化により改善されるのかとの質疑に対し、集会室が少し暗いということは把握しており、ＬＥＤ化の際に照度を考えて設置していくとの答弁がありました。

また、戸籍氏名振り仮名記載事業について、改正戸籍法が５月に施行だと思われるが市民への周知方法はとの質疑に対し、戸籍氏名振り仮名記載事業では、本籍地の自治体が戸籍のある方全てに振り仮名をどうするのかという通知を５月に送る予定をしている。各自治体は住民票で振り仮名を把握しているが、これはあくまで仮の読み方であり、それを本籍地の自治体が収集し、その情報を本人に確認し、変更したい方については届出をしてもらうとの答弁がありました。

また、トイレカーについて、災害用に購入ということだが災害時だけの利用になるのか、また保管場所はとの質疑に対し、管理場所についてまだ決まっていないが、穂積庁舎駐車場になると考えている。また、平時の利用についてはイベントでの利用などを考えているため、貸出マニュアルなどを今後作成していく。加えて、自治会や避難所ごとの訓練での展示や出前講座での啓発などをしていきたいとの答弁がありました。

また、交通安全施設工事について、これはあくまで更新ということなのか、または新設も行うのかとの質疑に対し、区画線は消えやすいもののため更新も入っており、道路の反射鏡などは自治会からの要望もあるため、新設・更新の両方が含まれるとの答弁がありました。

また、放課後子ども教室事業の実施について、本田で５月頃から開始するということが開始のめどは立っているのかとの質疑に対し、委託先のめどはついている。取りあえず子育てにたけた団体をお願いしたいと考えている。行く行くは地域の組織の方をお願いしていけたらと考えているとの答弁がありました。

その後、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第６号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、瑞穂市地球温暖化対策実行計画推進審議会の委員の選定基準について、公共的団体等が推薦する者の公共的団体とはとの質疑に対し、県庁など公の団体から環境に関する方を推薦してもらうことを考えているとの答弁がありました。

その後、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第３号財産（事務ソフトウェアライセンス）の取得についてを審査しました。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、落札率85.6%は適正な価格かとの質疑に対し、物品の購入に関しては明確な基準はないが、仕様書どおり納品されるのであれば、

安ければ安いほど好ましいと考えるとの答弁がありました。

また、1 者が辞退した理由はとの質疑に対し、辞退した経緯を確認はしていない。最初は入札参加の意思を表明していたが、実際に入札したところ辞退ということだったとの答弁がありました。

その後、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第5号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第7号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、議案第8号瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び瑞穂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを審査しましたが、これら3議案については、いずれも報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第9号瑞穂市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、旅費の基準を市長が別に定めると変更した理由はとの質疑に対し、市長が別に定めるところには、規則・要綱などが含まれるため、何で定めるかを今後検討していく段階であり、広い意味で市長が別に定めるとしたとの答弁がありました。

その後、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第10号瑞穂市基金条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部より補足説明を受けた後、審査しましたが、この議案について報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第13号瑞穂市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、今まで年間の支払い額はとの質疑に対し、年度によって退職者数が変わるため一概には言えないが、昨年では500万円ほど、一昨年では350万円ほどだったとの答弁がありました。

その後、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第27号瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部より補足説明を受けた後、審査しましたが、この議案については報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

以上で、総務委員会の委員長報告を終わります。令和7年3月19日、総務委員会総務委員長 今木啓一郎。

○議長（庄田昭人君） これより、議案第3号財産（事務用ソフトウェアライセンス）の取得に

ついでに委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第5号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第6号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第7号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 10番 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 議席番号10番、日本共産党の関谷守彦です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、議案第7号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について反対討論をさせていただきます。

これまでも指摘させていただきましたように、会計年度職員の方々の待遇改善について一般職とは違った取扱いがある、ここに問題点があると私は考えております。

今回の条例第4条において、給与の引上げが提案されております。これを見ますと、1級職、

1号給というところの給料は、それまで16万2,000円であったのが18万3,500円と13.3%アップされたことになり、一般職の方とこのところは同一の金額になっている。2級止まりということで、それ以上の引上げはないということになってしまいますけれども、取りあえずこの部分で見た金額ベースでは大きな引上げであると評価できると思います。しかし、一般職とは違い、1年遅れの適用となります。

さらに、今回の条例では表立って出てきておりませんが、期末手当も一般職より1年遅れの来月から改定、さらに勤勉手当については来年度も引上げはなく、現状のままということとなっております。

総務省では、会計年度任用職員についても職員と同様に遡って適用するなど、そんな通知を出しているところでもありますけれども、それにもかかわらず遡及適用しない取扱い、これは非常に問題がある。特に会計年度職員の方のモチベーションを上げていく、そういった観点からすれば明らかに逆効果になりかねない。こういったことをもちまして、私はこの議案について反対をさせていただきます。以上です。

○議長（庄田昭人君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 12番 馬淵ひろし君。

○12番（馬淵ひろし君） 改めまして、皆さん、こんにちは。

議席番号12番 馬淵ひろしでございます。

ただいま議題となっております議案第7号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

これは、先般も関谷議員のほうが前回の議会でも指摘をされたことで、今回も反対をされるということでございますけれども、私としては、今回の条例の一部を改正する条例については、主査以上の給与表の引上げ、そして扶養手当の見直し、通勤手当の引上げ、単身赴任手当の支給要件の拡大、管理職員特別勤務手当の支給対象時間の拡大、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員への手当支給拡大など、公務員に就いていただく方の処遇の改善が図られている大切な議案だというふうに考えております。

民間との給与の格差というのは広がりつつあるということもございます、やはり住民のサービス、福祉を担う職員の皆様には、しっかりとした待遇の中で御活躍をいただきたいという期待も込めて、この議案については賛成をするところでございます。

関谷議員の御指摘になられた1年遅れで遡及をしないということに関しましては、そういったところも理解するところではございますけれども、瑞穂市としては1年の契約ということで、会計年度の職員の皆様には就職をされる際に、その条件を酌んでいただいて就職をしていただいているというふうに考えております。ただ、会計年度任用職員も同一賃金同一労働ですね、

同一労働における同一賃金ということがその契約の有無に関わらずされておりますから、そういった処遇改善については市の執行部についてもしっかりとお考えいただいて、そういった処遇改善も含めて、住民の福祉サービスが向上するために働く職員の皆様の処遇改善には今後とも努めていただきたいということをお願いして、議員の皆様には御賛同いただきますようお願いを申し上げます。以上です。

○議長（庄田昭人君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第8号瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び瑞穂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第9号瑞穂市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についての委

員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第10号瑞穂市基金条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第13号瑞穂市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第14号令和6年度瑞穂市一般会計補正予算（第9号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第19号令和7年度瑞穂市一般会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 9番 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） こんにちは。

議席番号9番、市民の会、鳥居佳史です。

議案第19号令和7年度瑞穂市一般会計予算について、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

たくさんの予算のある中で、1点、西濃厚生病院負担金ということで252万5,000円が計上されています。この負担金を瑞穂市が出す根拠について全協等で聞きましたけれども、まず瑞穂市の条例とか、附則とか、そういうもので負担金を出すという根拠はないということは伺いました。そうすると、この負担金は何のために瑞穂市が負担しなければならないかということが明確に示されていないと私は思っております。その点が1つ反対。

もう一点は、この西濃厚生病院というのは完全な民間の病院、民間の事業者です。この民間の事業者に税金を負担金として出すという根拠が明確でない状態で、このようなことが実施されてしまったときに一つの前例となってしまいます。今後同じような民間事業者から負担金の依頼を受けたときにどのように対応するのか、明確な根拠が市から提示できないという部分が非常に困ると思います。

そういう意味で、私は、この西濃厚生病院の負担金に支出する案については反対でありますので、申し訳ないんですけども、予算案に反対ということで意見を述べさせていただきました。

○議長（庄田昭人君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 8番 若原達夫君。

○8番（若原達夫君） 議席番号8番、創緑会、若原達夫です。

議長より発言の許可をいただきましたので、議案第19号令和7年度瑞穂市一般会計予算について、賛成の立場から討論させていただきます。

令和7年度予算は2年連続の最高額となりましたが、その中身については、瑞穂市第2次総合計画後期計画の最後の年として事業を総括し、瑞穂市の将来像、誰もが未来を描けるまちみずほを達成していくために、計画期間内に実施しなければならない内容となっております。

具体的には、私が総括質疑で質問させていただいた内容である緊急防災・減災事業債や脱炭素化推進事業の活用による小学校の体育館の空調設備工事、また街路灯の市内全域のLED化など、緊急自然災害防止対策事業債を活用した古橋地内の遊水池第3次整備事業などがあります。

また、GIGAスクール構想によるタブレットの一斉更新、高齢者講習助成事業、重度障害者通院タクシー助成事業など、またeスポーツによる介護予防、1か月健診による1歳1か月児の乳児健康審査など、瑞穂市市民のために幅広く行き届いた予算になっていると私は考えております。

さらに、インフラ政策につきましても、JR穂積駅周辺整備基本事業計画に基づき、駅北・駅南整備事業も進めていく予定であります。別府交差点の完成も視野に入れた予算編成となっています。こうした整備事業は、今後瑞穂市に訪れる人口減少の対策として大きな役割があると思います。また、インフラに関しましては、瑞穂市に限らず近隣市町に対する瑞穂市の大きな責務であると考えております。

一部の予算をもって予算全体を否決されることは避けなければならないと私は考えております。

以上の理由により、議案第19号令和7年度瑞穂市一般会計予算の賛成の討論とさせていただきます。議員の皆様におかれましては、適切な御判断をよろしくお願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 10番 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 議席番号10番、日本共産党の関谷守彦です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、議案第19号令和7年度瑞穂市一般会計予算について、反対の立場から討論をさせていただきます。

今回の予算案は、確かに評価できる部分も多々あると思っております。市民の方からも大きな要望があった高齢者タクシー利用助成制度の改善、そして通院時にも助成を改めて行う、そういったことが導入される、高齢者の補聴器購入助成事業の新設もあります。また、それと歩調を合わせる形の重度障害者タクシー利用助成制度にも通院用のタクシーチケットが加算されるということになっております。また、1歳児健診を行い、切れ目のない子育て支援を行うということも提案をされております。そういった積極的な側面がある施策だと思っております。

その一方で、給食費無償化については、残念ながら財源がないということで実施をしない、

そして、この4月からは予定どおり10%の引上げを実施するという予算になっております。

今は国政レベルでも無償化の問題は現実的な課題にもなってきております。これを後押ししていくということは、ある意味では自治体の取組がどれだけ進んでいくのか、そういったことによっても国の施策も変わってくる、そういった意味で私は非常に残念な思いをしております。

そういった個々の課題はあるにしても、予算全体を見ますと、これまでは基金の残高、それと起債残高、いわゆる借金ですね、これは大体ほぼ同じ程度の金額で推移をしてきたというふうに思います。ところが、新年度の予算では基金が15億円減り126億円、起債残高は21億円増の156億円となっており、これまでとは違った様相を出してきている、そのように思います。

基金の積立てのほうの額で見ますと、その減少見込額については、ある意味では大きな問題ではないと、当然の動きだと思っております。財政調整基金は決算段階になれば、また取崩し額を減らしていくのが通例のパターンでいくので、現時点では比較検討していくのはなかなか難しい問題だと思っております。

また、ふるさと応援基金については、本来寄附してくださった方々の思いをやっぱり早期に実現する、そういった意味ではこれを積み上げるというんでなく積極的に活用していく。特に半分は経費を、結局はほかのところで削ったものが含まれているわけですから、これを有効活用していく、そういった意味では適宜活用すべきものだと思います。そういった意味では、積立てのほうについてはある意味当然の状況かなと思っております。

その一方で、起債残高、これが大きく今回膨らむ予定になっていると思います。最近での防災などの国の支援を使って起債を増やしてきたと、そういう経過もありますので、当然、その償還額よりも借入額が今増えていることは当然の結果だと思います。そして、さらに下水道関係で借入額が当然今後20億円増えるということも、そういう計画でやっているわけですから当然の結果だと思います。

そして、臨時財政対策債、これも含めて、要は国が負担すべきもの、これが確実に地方交付税として算入されてくるのであれば大きな問題にはなっていない。しかし、これが確実にされていくのか。当然国のことですのでしっかりやってくださると思いますけれども、そういったことをしっかり見ていく必要がある。

それから、当然市の単独事業、あるいは国の負担する割合の部分で市が負担しなければならない部分、こういったものは今後金利が高くなっていくということで、より債権の額が増えればそれだけ負担も増えていくということになります。

現状において起債額が一時的に増えるのは当然のことであり、それに対する実質的な負担がどうなのか、ここをきちんと見ていく必要があるし、そのことについて市民に対しても議員に対しても分かるように説明をしていただく、ここが必要ではないでしょうか。

そして、今後さらに新庁舎建設に伴う借入れ、駅前周辺の区画整理事業ですね、こういった

ことに伴う借入れがどの程度になるのか、これが非常に見えていない。単年度収支の予算でありますので予算としてはそこに反映されるものでもありませんけれども、しかし今後の将来のビジョン、それをやっぱりきちんと示さないまま事業が次々推し進められていく、そういったことでは将来への不安を増大させる、そんなことにもなりかねないと思います。

市民の暮らしを応援し、そういったことを推し進めていく、これは私は必要だと思っております。しかし、そういった借金が増える部分について、将来への投資というものの優先順位で、何を優先させるのか、あるいは規模が膨らむのであればそれをいかに抑えていくのか、そういったことを明確にしてやっぱり今後進めていかなければならないのではないかと。しかし、残念ながら、そういったことへのビジョンが示されないまま大型事業を次々進めていこうという予算に結局はなっているのではないかと。そういったことを非常に危惧して、私はこの予算案には反対をしたいと思います。

以上で私の発言を終わります。ありがとうございました。

○議長（庄田昭人君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 18番 若園五朗君。

○18番（若園五朗君） 議席番号18番、新生クラブ、若園五朗。

議案第19号令和7年度瑞穂市一般会計予算の賛成討論をさせていただきます。

先ほど9番 鳥居議員が言われました厚生病院のなぜ瑞穂市が負担するかということでございますけれども、これは特別交付税に算入されておる歳入としては、皆さん御存じのようにタブレットの中の一般会計予算の82ページ、これは歳出ですけれども、款4の衛生費、項1保健衛生費、その中に18節負担金、補助及び交付金、ここに西濃厚生病院負担金252万5,000円がここに入っています。それはタブレットに入っています。

西濃厚生病院のことの概要については、皆さんも御存じのとおり、これは令和6年第3回定例会、文教厚生委員会があったんですけれども、協議会の中で、これは令和6年9月11日木曜日ですけれども、文教厚生委員会協議会のほうで資料が手元にあります。その中に、よく見えますと関係団体が、揖斐川町、大野町、池田町、本巣市、神戸町、瑞穂市が入っています。

厚生病院というのは公の病院ですけれども、軸は厚生病院の関係市町は今言ったこのタブレットに入っています。そこに、説明の中に、緊急の場合、通院の場合、それが全部データとして報告されました。その中に、半径5キロという言葉が皆さん覚えておると思うんですけれども、巣南でいえば古橋、穂積でいえば本田校区の一部、5キロというふうな説明あったと思うんですね。普通の、若園病院というのは個人、ここは公益なんですね。国としては緊急のあった場合、特定な病院じゃなくて公益的な病院やもんで、特定のところにこのお金は特別交付税に入っています。それは皆さん、この予算概要の資料19～23この中の2ページ、ここの中には

地方交付税とここにあるんですけれども、ここの中には普通交付税と特別交付税が入っています。

この中には、ここで見えてきませんが、37億2,400万円入っているんですけれども、その内訳を調べると、今言っている厚生病院は特別交付税に入るわけです。普通交付税というのは道路とか職員の給与、全部一つの、下水道のインフラ整備、交付税の算入をするときにデータを財政課で全部吸い上げます。交付税というのは令和7年度の瑞穂市のインフラ整備の財産、令和7年はいろいろと今度決算補正が、道路とか水道、下水道というのは全部国のほうへ報告します、交付税の申請の中に。厚生病院は特定な区域だから特別交付税で入ってくるんです。普通の病院と違うんですね。

今回は、鳥居議員が説明されたこの件は、きちっとこういう財源の裏づけあるんですね。これは瑞穂市だけが予算を支出するんじゃない。先ほど言いました関係市町、揖斐川町、大野町、池田町、神戸町、本巣市、その団体、5キロ範囲の方が今回負担するんです。

例えば岐阜市とか大垣市はこの中には負担しません。ちゃんと目的ある予算の設定をしてあるので、皆さん、今回の厚生病院の252万5,000円という裏づけは、市町が単独で出しておるんじゃないです。全部公益の病院の中で国のほうへ、財政課へ出して、それを吸い上げた金額そのままを見積りで出しておるんです。

そういうことでございますので、その趣旨が全然、財源の基、そういうことも理解してもらえれば、今回の一般会計予算の243億の予算が計上の中に歳入歳出があるということでございます。

以上でございます。令和7年度の瑞穂市一般会計の予算の賛成討論とさせていただきます。お願いします。

○議長（庄田昭人君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第27号瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第26 発議第4号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

○議長（庄田昭人君） 日程第26、発議第4号刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

13番 今木啓一郎君。

○13番（今木啓一郎君） 議席番号13番、有隣クラブの今木啓一郎でございます。

ただいま庄田議長より発言の許可をいただきましたので、若園五朗議員、広瀬守克議員の御賛同をいただき、刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書を提出させていただきます。

本意見書は2010年の足利事件以降、無期という重罰事件の再審無罪が続いたこと、また2014年には袴田巖さんが47年ぶりに死刑囚監房から解放され、2024年に無罪判決が言い渡されました。こうした歴史的な出来事などを踏まえたものであります。

なお、趣旨説明は朗読をもって代えさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

冤罪は国家による最大の人権侵害の一つである。人権国家を標榜する我が国にとってはもちろん、地域住民が被害者となり得る地方自治体にとっても、地域住民の人権を守る立場から冤罪の防止やその被害者の救済は重要な課題である。そのため、冤罪被害者を救済するための制度として、刑事訴訟法において裁判のやり直しを求める「再審」が規定されている（刑事訴訟

法第四編「再審」、以下「再審法」という）。

しかし、現行の再審法の規定は僅か19条しかなく、再審手続をどのように行うかは裁判所の広範な裁量に委ねられていることから、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれている。

また、過去の冤罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかとなり、冤罪被害者を救済するための大きな原動力となっているが、現行の再審法においては、捜査機関の手元にある証拠を開示させる仕組みについて明文の規定がなく、現状では、再審請求手続において、証拠の開示がなされる制度的な保証がない。そのため、担当する裁判官や検察官の対応によって証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情である。これを是正するためには、証拠開示の制度化が不可欠である。

さらに、裁判所が再審開始決定を行っても、検察官の不服申立てにより再審開始決定が取り消され、何度も再審請求を余儀なくされるなど、審理が長期化し、冤罪被害者の速やかな救済が妨げられている。したがって、再審開始決定後は、速やかに再審公判に移行すべきである。

よって、国会及び政府において、冤罪被害者を迅速に救済するため、下記の事項を含む刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を速やかに行うことを強く求める。

1. 再審請求手続の適正化に資する規定を整備すること。
2. 再審請求手続における全面的な証拠の開示を制度化すること。
3. 再審開始決定後の検察官の不服申立てに制限を加え、審理の長期化に対し処置を講じること。

なお、提出先は、衆議院議長様、参議院議長様、内閣総理大臣様、法務大臣様、内閣官房長官様。

地方自治法第99条の規定、瑞穂市議会会議規則第13条の規定によって提出をいたします。

以上、御審議の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（庄田昭人君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第4号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、発議第4号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 9番 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） 議席番号9番、市民の会、鳥居佳史です。

ただいまの今木議員からの意見書について質問をさせていただきます。

冤罪は国家による最大の人権侵害です。本当にそのとおりだと思います。そして、私はその冤罪を生まないようにするということが同じように非常にこれは大事なことだと思うんですね。

それで、冤罪を生まないための重要なポイントは、捜査、尋問とかの可視化だと思いますね。一応、詳しくはちょっと分かんないですが、可視化がするようになってはいますが、全ての尋問の状況を可視化するというふうには至ってないと、そして可視化した映像を基本的に全て公開するというふうにもなっていないように思うんですね。

つまり、この刑事訴訟法で冤罪を防ぐという趣旨でのこの意見書の中で可視化を強く求める、可視化をもっと一般に使う、すべきだという内容が入ってないんですけれども、これについてはいかが、どのようにお考えですか。

○議長（庄田昭人君） 13番 今木啓一郎君。

○13番（今木啓一郎君） ただいま頂戴しました鳥居議員の質問にお答えします。

確かに可視化は大事なことだと思います。それは今現行で進んでおります。

ただ、私が今回この点でお願いしたのは、もう既に判決が下っている方、また社会に復帰されている方、その方に対する冤罪についてどのようにしていくのか。やっぱり再審請求の壁が厚い、そして証拠の開示があったら、昔はその証拠はそのときの捜査基準、あるいは科学的なデータのことでできませんでしたが、今はDNAを含めてすばらしい画像への回復とかもありますので、そういったことを踏まえて、今ある方をまずはということでもず思っております。今回はそのことでございます。

大きな課題であることは鳥居議員の言われたことも分かります。ですが今回はこの点、今請求をされる方を、されたい方を、何とか一日も早く再審という大きなステップに上げていただきたいという思いでこの発議を出させていただきましたことを御理解いただければと思っております。

○議長（庄田昭人君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第4号を採決します。

発議第4号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

日程第27 議員派遣について

○議長（庄田昭人君） 日程第27、議員派遣について議題とします。

お手元に配付のとおり、議員派遣について会議規則第169条の規定により提出しております。
内容については3件ございます。

議会事務局長より説明させます。

○議会事務局長（井上克彦君） 議長に代わりまして、説明します。

1件目は、令和7年4月17日に東海市議会議長会主催の議長会議が豊田市の名鉄トヨタホテルで開催されるため、議長に同行して出席する副議長を派遣するものでございます。

2件目は、令和7年5月15日に中濃十市議会議長会主催の議長会議、講演及び意見交換会が美濃加茂市役所にて開催されるため、議長に同行して出席する副議長を派遣するものです。

3件目は、滋賀県大津市の全国市町村国際文化研究所で開催される市町村議会議員研修会です。研修所で受講決定された人数により議員を派遣するもので、社会保障制度や財務、予算、防災、議会改革などについて理解を深めていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（庄田昭人君） この件について御異議はありますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願いたいと思いますが、御異議はありますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、派遣の内容に変更が生じた場合は議長に一任願います。

閉会の宣告

○議長（庄田昭人君） これで本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

令和7年第1回瑞穂市定例会を閉会します。ありがとうございました。

閉会 午後2時43分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和7年3月19日

瑞穂市議会 議長 庄 田 昭 人

副議長 森 清 一

議員 今 木 啓一郎

議員 杉 原 克 巳